

本年9月1日から

日タイAEO相互承認

が実施されます。

令和4年4月5日に財務省関税局とタイ税関局(Thai Customs Department)との間で署名されたAEO(Authorized Economic Operator: 認定事業者)相互承認に係る取決めについて、日本とタイにおいて当該取決めの実施のための準備を行い、**本年9月1日から**実施することとしましたのでお知らせ致します。

ベネフィットの概要

審査・検査の簡略化

- ▶ 日本のAEO輸出者の貨物がタイで輸入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。また、タイのAEO輸出者の貨物が日本で輸入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。

ベネフィットの利用方法

1. タイにおける利用方法

- ① 日本のAEO輸出者の方は、「日タイ相互承認用コード」を各税関のAEO制度担当にご確認ください。
- ② 皆様の「日タイ相互承認用コード」及び「[特定輸出者一覧](#)」上の英名※をタイの取引相手にお知らせください。
- ③ タイの輸入者がそのコードをタイでの輸入手続の際に入力することで、皆様の貨物がタイでの輸入手続において、相互承認のベネフィットを受けることができます。

※タイの輸入手続において、適切な仕出人名を入力しない場合、ベネフィットが受けられない可能性がありますので、ご注意ください。

2. 日本における利用方法

AEO輸入者
でなくても利用可！

- ① タイのAEO輸出者と取引を行う日本の輸入者の皆様は、タイのAEO輸出者が保有する10桁のコードを相手方に確認してください。
- ② 10桁のコードを次ページのルールに従って12桁に変換してください。
- ③ 日本での輸入申告の際に、輸入者又は通関業者の皆様は12桁のコードをNACCSの仕出人コード欄に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考：タイのAEO輸出者が保有するコード（10桁）の体系】

10桁の事業者ID：（例）THIE123456

タイのAEO事業者が保有する10桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
規則	事業者ID(10桁)									

日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
規則	T	H	I	E	登録年		連番			
例	T	H	I	E	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	N ₆

(1・2行目挿入)

zero	
A	0

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	0	T	H	I	E	登録年		連番			
例	A	0	T	H	I	E	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	N ₆

日本での輸入手続の際にNACCSの仕出人コード欄に入力する相互承認用コード

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話：0138-40-4254
東京税関	電話：03-3599-6343
横浜税関	電話：045-212-6125
名古屋税関	電話：052-654-4169
大阪税関	電話：06-6576-3391
神戸税関	電話：078-333-3071
門司税関	電話：050-3530-8312
長崎税関	電話：095-828-8801
沖縄地区税関	電話：098-862-9291

